

市・県民税、所得税確定申告の受付は

2月16日(月)～3月16日(月)

※平日、ご都合の悪い人は、3月1日(日)をご利用ください

所得税の確定申告

平成20年中の収入に対する確定申告の時期となりました。

例年、申告会場は混雑をしてお迷惑をおかけしてはいますが、お早めの準備により、適正で円滑な申告の受け付けができますよう、市民の皆様のご協力をお願いします。

次に該当される人は、申告が必要となります。

- ① 事業をしている人
- ② 地代や家賃収入がある人
- ③ 土地や建物を買った人
- ④ 給与収入が2000万円を超える給与所得者
- ⑤ 2か所以上から給与を受ける人
- ⑥ 給与以外に農業あるいは年金、生命保険の満期受取金などの合計額が年間20万円を超える人
- ⑦ 受給年金で所得税が天引きされていない人
- ⑧ 年金やそれ以外の所得の合計額が基礎控除や扶養控除などの所得控除額を超える人
- ⑨ 中途退職などの理由で年末調整ができなかった人
- ⑩ 雑損控除や医療費控除、住宅取得控除などを受けた人

は、大野税務署で申告してください

年金受給者や給与所得者で所得税の還付を受ける場合、大野税務署で申告を受け付けています

仕事などの都合で受付時間内に申告できない場合、確定申告書の郵送、あるいは税務署の時間外受領箱へ投函による提出も可能です

市・県民税の申告

平成21年1月1日現在で勝山市に住居登録があった人は、市・県民税の申告が必要です。

ただし、次の人は申告の必要がありません。

- ① 所得税の確定申告をされた人や、確定申告を予定されている人
 - ② 給与所得のみまたは公的年金所得のみの人で、支払者から支払報告書が提出されている場合
- ※中途就職者や退職者、市・県民税で新たに各種控除を受けたい人は、申告が必要となります
- ③ 扶養者から、扶養親族として勝山市に申告をされている人

申告の注意事項

平成20年中に収入がない場合でも、必ず収入がなかった旨を、勝山市に申告してください。

また、農業所得のある人は、収支計算による申告が必要です。

申告がない場合、国民健康保険税の軽減措置が受けられない、所得証明書が出せないなどの不利益をこうむることがあります。

その他のお知らせ

昨年4月の地方税法改正に伴い、現行の対象寄付金(県や市、県内共同募金会および日本赤十字社支部への寄付金)に加えて、県や市が条例により指定した寄付金が対象となりました。

寄付金税制の優遇措置により、5000円を超える所定の寄付金については、申告により所得税の所得控除に加えて、市・県民税の税額控除(所得による限度額あり)が行われます。申告の際には寄付先からの領収書が必要となります。

詳しくは、税務課までお尋ねください。



税務署からのお知らせ

申告会場に住基カードを持参いただければ、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して、電子申告(e-Tax)ができます。

電子申告(e-Tax)を利用して所得税の申告をすると、

- 最高5000円の税額控除を受けることができます。(平成19年分で控除を受けたかたは受けられません)
- 添付書類の提出または提示を省略できます。(源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信します)

● 還付金を早く受け取ることが出来ます。(e-Taxで申告された還付申告は早期処理されます)

所得税・消費税等の確定申告

	月 日	ところ	時 間
所得税・贈与税・消費税等	2月16日(月) 3月16日(月) ※土、日は除く	大野税務署 (大野市城町7-28)	(午前) 9:00～正午
	(午後) 1:00～4:00		
農業所得がある人	2月17日(火) 2月20日(金) (4日間)	JAテラル越前 勝山ふれあいセンター研修会館 (滝波町5)	

※消費税申告は3月31日(火)まで受け付けます

所得税に関するお問い合わせ
大野税務署 ☎66-2134

市民税に関するお問い合わせ
勝山市役所 税務課 ☎88-8101

市・県民税、所得税確定申告相談

	月 日	ところ	時 間
常設相談	【平日】 2月16日(月) 3月16日(月)	教育会館3階 第1研修室 (エレベータあり)	(午前) 8:50～11:30
	【休日相談日】 3月1日(日)		(午後) 1:00～3:30
地区巡回相談	2月23日(月)	平泉寺公民館	
	2月24日(火)	村岡公民館	
	2月25日(水)	北谷公民館	
	2月26日(木)	野向公民館	
	2月27日(金)	荒土公民館	
	3月2日(月)	北郷公民館	
	3月3日(火)	鹿谷公民館	
	3月4日(水)	猪野瀬公民館	
	3月5日(木)	遅羽公民館	

申告に必要なもの

所得税および市・県民税のいずれの申告のときも、印鑑をご持参のうえ、申告内容に応じて次のものをご用意ください。

内容確認で必要(確認後返納)	申告書に添付
所得税が還付になる場合、本人名義の口座(金融機関名、口座番号)が分かると便利です。 この他の所得や控除に必要な書類などの詳細は、お問い合わせください。 税務課 ☎88-8101	● 給与・年金の源泉徴収票の原本 (本人および配偶者分) ※コピー不可 ● 事業所得(営業、農業、不動産など)のある人は収支内訳書 ● 生命保険や地震(旧長期損害)保険料の課税控除証明書 ● 医療費控除のある人は、医療費領収書(年間支払額の合計を事前に算出願います) ● 国民年金保険料の控除証明書 ● 介護保険料の領収書 ● 障害者手帳など必要な各種証明書 ※障害者控除対象者認定書 ● 要介護認定を受けている人には、1月中に送付していただきます。お問い合わせは健康長寿課まで。 (☎87-0888)

問 税務課 ☎88-8101



- ◆ 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
- ◆ e-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>